

星薬科大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2024年度大学評価の結果、星薬科大学は本協会の大学基準の「内部質保証」及び「教員・教員組織」に関して重大な問題が認められたため、大学基準に適合していないと判定する。

II 総評

星薬科大学は、創立者が提唱した理念を受け、建学の精神として「本学は、薬学を通じて、世界に奉仕する人材育成の揺籃である」ことを掲げている。この建学の精神に基づき、教育研究上の目的を「薬学に関する学理及び応用を教授、研究し人格の陶冶を図り、医療、福祉及び環境衛生の向上に寄与するとともに、文化の創造と発展に貢献すること」として定めている。この目的を達成するため、薬学部には薬学科及び創薬科学科、大学院薬学研究科に薬学専攻及び総合薬科学専攻を設置し、研究所やセンターを併置して教育研究活動を推し進めている。

薬学部及び薬学研究科では、大学の理念・教育目標と各部局の教育研究上の目的に基づいて、授与する学位ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を一貫性のあるものとして定め、公表している。教育課程の編成・実施方針に基づき、体系的な教育課程を編成するとともに、学生の学習成果の把握・評価に向けて取り組んでいる。具体的には、薬学部では、2018年度に導入した「教育支援システム START」のポートフォリオ機能を活用して学習成果に関する形成的評価を実施し、薬学科では、これに加えて2023年度から学位授与方針に示した資質・能力の習得度を測定する目的でルーブリック表を用いたパフォーマンス評価を行っている。同じく、2023年度には「星薬科大学アセスメント・ポリシー」を策定し、上記の学習成果の測定結果を活用した教育のPDCAサイクルの機能化を目指しており、点検・評価結果とこれに基づく具体的な改善・向上へ取り組む予定となっているため、今後に期待したい。

また、薬学分野の専門性を生かした地域連携・地域貢献に取り組んでおり、薬剤師の生涯研修認定制度の実施機関としての認証を得て、多様な研修プログラムを実施し、オンデマンドのコンテンツを充実させるなど、ICTを活用した取り組みへと発展させ、専門職業人のリカレント教育の利便性を高めている。さらに、東京都及び品川区薬剤師会等との連携による活動を学生参画で実施しているほか、教員による学校薬剤師の取

り組みなど地域における保健衛生の保持・向上に貢献していることは優れた取り組みとして高く評価できる。一方で、内部質保証に関しては、全学的な方針を定め、学長の責任のもとに押し進めている。大学評価（認証評価）や分野別評価を申請する際に、自己点検・評価を行った結果を報告書としてとりまとめ、評価資料として提出することが求められているため、これに応えるための自己点検・評価を行っている。事業計画書とその報告書は毎年作成し、公開してはいるが、そこに至るまでの自己点検・評価の過程は公開されておらず、社会から見て、内部質保証システムが十分に機能しているといえない状況である。大学として定期的な自己点検・評価を実施する周期やその際に用いる基準、自己点検・評価及びその結果に基づく改善のプロセスをあらかじめ企画・設計して取り組むよう、改善が求められる。

また、教員組織に関しては重大な問題を指摘せざるを得ない。2023 年度において大学設置基準上必要とされる教授数が大学全体で7名不足しており、2024 年度に6名の採用・昇格を実施したが、3名の退職者が発生し、2024 年5月1日時点では4名不足していた。これに対し、教授1名を採用するとともに、2025 年4月の着任に向けて教授1名を採用、准教授1名の昇任を行い、授業を担当している役職者（学長及び学長補佐）を含め、2025 年度からは大学設置基準で必要とされる大学全体の教授数を充足することとなった。一方、こうした教授数の不足の背景には、当該大学では学長及び学長補佐等の役職者を自動的に専任教員数に含めていたが、大学設置基準では授業を担当する専任教員及び教授を必要数配置することを求めており、2024 年9月の時点では学長補佐はこの要件を満たしていないことがあった。これについては、学内で再度検討し、法令要件の充足に向けて役職者が授業を担当することとなったが、法令の求めるところを適切に理解し、学部・研究科等の教育課程に応じた教育研究上必要な教員組織を編制するよう留意されたい。また、2017 年度の大学評価（認証評価）時にも同様に収容定員に応じて必要とされる教授数が不足しており、その後必要な教授数を満たしたものの、今回の評価においても経年的に複数名の教授が不足している状況が見られたことから、法令を遵守するとともに教育に必要な教員数を維持するための適切な教員人事計画を策定し、これに基づき計画的に教員組織を編制する必要がある。こうした状況が生じていることから、当該大学における内部質保証が機能しているとはいえ、コンプライアンスの観点も含め、適切に点検・評価を実施し、教育の質を保証することが強く求められる。

そのほか、2017 年度の大学評価（認証評価）結果において指摘した薬学部創薬科学科の収容定員の超過については、2023 年度においても同様の状況であるため、点検・評価方法の確立を含め、改めて内部質保証システムを整備したうえで、これを十分に機能させて改善につなげることが必要である。

今後は、学長のガバナンスのもと内部質保証システムを整備・機能させ、それらの取り組みを通じて法令の遵守状況を確認し、教育研究活動の質の改善・向上を推進して大

学として更なる発展を遂げることを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

当該大学は、創立者が提唱した理念を受け、「本学は、薬学を通じて、世界に奉仕する人材育成の揺籃である」を建学の精神として掲げ、これに基づき、教育研究上の目的を「薬学に関する学理及び応用を教授、研究し人格の陶冶を図り、医療、福祉及び環境衛生の向上に寄与するとともに、文化の創造と発展に貢献すること」と定めている。これらを踏まえ、薬学部薬学科の目的として「薬学科は、臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指すものとする」こと、薬学部創薬科学科の目的として「創薬科学科は、薬学を基礎として生命・健康を科学し、創薬研究・開発に携わる人材の育成を目指すものとする」ことを定めている。

大学院では、「薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与すること」を目的として定め、これに基づき、薬学研究科では「薬学の知識を活かして社会で活躍しうる人材の養成」を目的として、「高度な専門的知識・技能の獲得」を教育研究上の目的として、薬学専攻では「医療薬学分野における専門薬剤師の育成」を人材養成の主な目的として、「高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を教育研究上の目的として、総合薬科学専攻では「創造性豊かな研究者の育成」を人材養成の主な目的として、修士課程においては「専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な能力及びその基礎となる精深な学識を養うこと」を、博士課程においては「高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を教育研究上の目的として定めている。

以上のことから、大学として掲げる建学の精神に基づき、大学・大学院の目的及び各学科・研究科・専攻における教育研究上及び人材養成の目的を定めていると判断できる。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・大学院の教育研究上の目的は、「星薬科大学学則」（以下「学則」という。）

及び「星薬科大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に定めている。これらは、学生には学生便覧への掲載や新入生総合学習プログラム内で周知しているが、教職員への周知は十分ではないため、周知の機会を設けることが望ましい。

学則及び大学院学則は、大学ホームページに掲載することで、社会に対し公表を行っている。さらに、各学科の目的については、シラバスの中の「履修案内」に掲載するとともに、大学ホームページで公表している。大学院の目的については、大学ホームページの「大学院概要」ページに掲載している。これらの一部は毎年発行する「事業報告書」にも掲載している。

以上のことから、大学・大学院の目的を適切に定め、公表している。今後、学生だけでなく、教職員への周知の機会も増やすことが期待される。

③ **大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

教育研究活動を永続的に発展させるため、2025年から2030年を見据えた「星薬科大学ビジョン2025-2030」を策定している。このなかでは、「世界に通用する国内有数の研究型大学を目指す」「日本国内有数の薬系教育機関を目指す」「国際化及び多角的な産学官連携を推進する」「社会連携を通じて社会貢献を果たす」「社会の変化に対応できる大学経営を目指す」の5つの目標を掲げている。

その実現のための基本的な方向として、「研究推進体制の強化」「教育の質の向上」「国際化及び多角的な産学官連携の推進」「社会連携を通じて社会貢献を果たす」「業務の改善・効率化とガバナンスの強化」「安全・防災・リスクマネジメント・情報セキュリティー対策の推進」の6つを定めている。また、「星薬科大学ビジョン2025-2030」、2017年度の本協会による大学評価（認証評価）の結果、日本私立大学協会の「私立大学版ガバナンス・コード」、「星薬科大学事業報告書」等を参考に、5年間の事業に関する中期的な計画を作成している。一方で、中期的な計画は公開されておらず、毎年各組織の活動の振り返りとして作成している事業計画書及び事業報告書との関係性も明確ではないため、中期的な計画の実行を目的とした年次計画の作成が望まれる。特に、当該大学においては、「基準2 内部質保証」で後述するように、年度ごとの活動の振り返りとして事業報告が点検・評価にあたる役割を果たしている部分もあるため、「星薬科大学ビジョン2025-2030」と中期的な計画、そして事業計画について一貫性のある策定を行い、中期的な目標の達成度を検証できるよう仕組みを構築することが必要である。

以上のことから、大学の理念・目的を達成するため、中・長期計画を定めていると判断できる。しかし、中期計画は公開されていないことや、毎年作成する事業計画書は中期計画と必ずしも連関しているように見受けられない。今後、ビジョンや中期計画の実現に向けたより具体的な年次計画を作成し、その達成状況を検証す

る仕組みを構築することが望まれる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針は、「本学が自らの責任で大学の質を維持し向上させることを目的としており、本学の教育・研究の理念、目的の実現のため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことをいう。その評価結果を改革、改善につなげることを通じ、恒常的かつ継続的に教育の質の保証及び向上に努め、その評価結果を社会に公表する」と定めており、その実施に関しては学則及び大学院学則に規定している。

上記の方針については、大学ホームページの「内部質保証に関する基本方針」で、公表を行っている。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を策定し、大学ホームページを通じて広く公表している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「内部質保証に関する基本方針」には、「内部質保証の統括的な責任者は学長であり、学長を委員長とする『大学評価委員会』を設置している。『大学評価委員会』は、自己点検・評価報告書を作成し、『教授会・研究科委員会』及び『理事会』に報告する」と示している。「大学評価委員会」は学長が指名する教員及び事務職員で構成し、内部質保証を推進することとしている。

また、学長の諮問機関として薬学科長、創薬科学科長、研究科長、教務部長、学生支援部長、入試実行委員会委員長等で構成する「スタッフミーティング」を設置している。この「スタッフミーティング」は、学事に必要な事項について調査、検討を行うほか、「教授会・研究科委員会」に係る議題の調整を行う役割を担っている。

内部質保証に関するP D C Aサイクルは、「教授会・研究科委員会」が策定(Plan)、全学組織が実行(Do)、「大学評価委員会」が点検・検証及び改善の提言(Check)、再度、「教授会・研究科委員会」が改善計画の検討(Action)の役割を果たしている。

以上のように、内部質保証の推進を図るための体制を構築している。しかしながら、「大学評価委員会」と「スタッフミーティング」及び「教授会・研究科委員会」の間で、委員の重複が目立ち、実際には各組織の役割があいまいになっており、上述した内部質保証における推進手順との乖離がみられる。「大学評価委員会」は、実際には自己点検・評価報告書について、各部署から提出された文書を取りまとめ、

作成することが主な役割となっており、作成後の報告書に基づいた提言等については「スタッフミーティング」が行っている。そのため、今後は「大学評価委員会」と「スタッフミーティング」の連携や役割分担について更なる明確化を図り、実態に即した内部質保証システムの再整備が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）について、その策定に関する基本的な考え方は示されていないものの、大学の理念・教育目標に基づき、一貫性をもって定めている。2023年度には、「ディプロマ・ポリシーで定めた到達目標への達成状況を把握・測定し、結果を教育研究活動の改善に活用するとともに、公表することにより本学の教育の質を保証し、社会に対する説明責任を果たす」ことを目的として、「星薬科大学アセスメント・ポリシー」を策定し、大学ホームページで公開している。また、このアセスメント・ポリシーに従って教育PDC Aサイクルを機能させることを目指しているが、点検・評価結果とこれに基づく3つのポリシーの具体的な改善・向上への取り組みは行われていない。

また、法令で求められている認証評価を受けているほか、薬学分野の教育に関する第三者評価として薬学教育評価機構による分野別評価を受けている。これらの評価結果で指摘を受けた事項については、改善に取り組んでおり、例えば、2017年度の本協会による大学評価（認証評価）の結果で指摘を受けた学生の受け入れに関する収容定員の超過、単位の実質化に係る取り組み、学生受け入れ方針に関する策定等の事項については、改善に取り組む 2021 年度に改善報告書を提出している。ただし、一部学科での収容定員の超過については、同じ状況が続いており、今回の評価においても「基準5 学生の受け入れ」で是正勧告を付していることから、改善に取り組むことが強く求められる。

上記のような大学評価（認証評価）及びその結果での指摘事項に対する改善報告や分野別評価の申請に必要な報告書を作成するため、その際には自己点検・評価を行っているが、その活動は報告書の作成が主となっており、活動を振り返って課題や特色を抽出し、改善・向上につなげる取り組みとはなっていない。一方、当該大学においては毎年度末に事業報告をとりまとめて公表しており、その際に学部・学科、研究科の活動を振り返っているものの、計画や目標に対する達成度を評価する取り組みとしては十分とはいえない。「基準6 教員・教員組織」で指摘している大学設置基準で求められる大学全体での教授数の経年的な不足が生じていたことから、適切な点検・評価及びその結果に基づく改善に十分に取り組んでいたとはいえ、自己点検・評価の実質化を図るためにも、点検・評価を実施する周期や用いる基準を検討し、定期的かつ自主的な点検・評価を適切に実施することが必要で

ある。

点検・評価に基づく改善に際しては、個別事項は関係部署での所属長が指揮をとり改善に取り組み、全学的な事項は「教授会、研究科委員会」及び「理事会」に提案・報告し、改善・改革を行ったとしているが、その際に「大学評価委員会」が内部質保証推進組織として機能しているとはいえない。こうしたことから、「内部質保証に関する基本方針」に「本学の自己点検・評価に関する組織は、学長を中心とし、『教授会・研究科委員会』で改善計画の策定、全学組織で改善計画の実行、『大学評価委員会』で自己点検による検証及び改善の提言、『教授会・研究科委員会』で改善計画の検討を行う」ことを示しているものの、「大学評価委員会」による「検証及び改善の提言」が実施されているとはいえない。実態としては学長の諮問機関である「スタッフミーティング」が各部局と連携・協働して取り組んでおり、特に、大学評価（認証評価）や分野別評価の申請に際して実施した点検・評価に基づく改善においても、同委員会による教授会や研究科委員会への改善支援（マネジメント）は行われていないことから、上述した定期的かつ自主的な点検・評価を実施するとともに、その結果に基づく改善・向上のプロセスを整理し、内部質保証システムを機能させるよう是正されたい。今後は、認証評価や分野別評価を申請する周期との兼ね合いも含めて、大学として中長期的目標を軸とした定期的な自己点検・評価を実施する自己点検推進組織を整備し、点検周期やその際に用いる基準、自己点検・評価及びその結果に基づく改善のプロセスの企画・設計の再検討が求められる。

なお、2023年度より卒業生に対してアンケート調査を実施し、3つの方針に基づく教育が社会のニーズ等を反映しているか検証を行い、その結果をもとに、学位授与方針の一部改訂を実施した。

以上のことから、3つの方針を定め、学習成果の把握を通じて点検・評価を行っていると言われるが、実態としては、大学評価（認証評価）や分野別評価の申請に必要な自己点検・評価には取り組んでいるものの、自主的な改善につながっていない。また、全学的な内部質保証推進組織による改善のための検討が十分に行われておらず、内部質保証システムが有効に機能しているとはいえないため、実質的な点検・評価の実施とあわせて内部質保証システムを機能させて、課題を改善するよう是正されたい。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

大学ホームページの「情報開示」のページにおいて、大学の活動や教育研究に関する情報のほか、外部評価の申請に際して作成した自己点検・評価書とその結果、外部評価以外の自己点検・評価書、更に事業報告書や財務報告書等を公開している。このほか、年2回、科学研究費補助金及びその他の公的補助金の使用等に係る内部

監査を実施し、教授会及び理事会で報告するとともに、その結果を大学ホームページで公表している。また、研究者を対象とする「研究倫理審査規程」に基づき、実施した研究倫理審査の結果についても、大学ホームページで公開している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性の点検・評価は、学長を中心とし、「教授会・研究科委員会」で改善計画を策定し、全学組織で改善計画に沿った改善を実行しているほか、「大学評価委員会」のもとで自己点検による検証を行い、その結果に基づく改善の提言、教授会や研究科委員会で改善計画の検討を行っている。

点検・評価に基づく改善として、2022年度の自己点検・評価書で課題となった事項については、上述の仕組みによって改善を図っている。例えば、内部質保証システムに関わる改善として、「内部質保証に関する基本方針」を設定して明示したことが挙げられる。ただし、その他の改善事例として、学位授与方針に示した学習成果の測定に向けてアセスメント・ポリシーを設定したこと、学生のヘルスケアやメンタルケア及び生活・就学等の日常的な相談窓口を一本化したこと、財務基盤確立のための寄付金の獲得強化、R Iセンター（Radio Isotope Center）の廃止等も提示しているが、必ずしも内部質保証システムの改善とは合致しない。そのため、内部質保証システムの適切性の点検・評価を実施する組織体制・プロセスを整備し、継続的な内部質保証システムの改善・向上に組織的・計画的に取り組むよう改善が求められる。

<提言>

是正勧告

- 1) 大学評価（認証評価）や分野別評価の申請に必要なことから点検・評価を実施しているものの、主に報告書を作成する活動となっており、実質的な点検・評価が行われていない。また、全学における内部質保証の推進を担う組織としている「大学評価委員会」が全学的な観点に基づき、自己点検・評価活動を行った組織等に対してフィードバックを行い、改善活動を促進するとしているものの、各組織の点検・評価結果をとりまとめるのみで、規程に示すような取り組みは行われていない。実態として、点検・評価の結果から全学的な課題とした事項については、学長の諮問機関である「スタッフミーティング」が各部局と連携・協働して取り組んでいることから、内部質保証を推進する組織の役割を見直し、定期的な点検・評価の実施やその結果に基づく各部局へのフィードバックのあり方を確

立し、大学全体のPDCAサイクルを機能させるよう、改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の目的に基づき、薬学部には薬学科と創薬科学科を設置している。大学院は、その目的に基づき、薬学研究科に薬学専攻（博士課程）と総合薬科学専攻（修士課程・博士課程〈後期〉）を設置している。

附属研究所として、創薬・創剤のための基礎と応用の研究及び教育を行うことを目的に医薬品化学研究所を設置している。また、2000年には、薬学教育に関する最新の情報を広く収集、提供するとともに教育・研究の支援を行い、薬学教育の発展に寄与することを目的に薬学教育研究センターを設置している。さらに、産官学、大学間連携の推進を図り、生命科学に係る基礎研究、応用研究及び実用化研究を行うことにより、学術研究の向上に寄与することを目的に先端生命科学研究所を設けている。

これらの他に、法令で必須とされている薬用植物園のほか、動物センター、教育研究諸施設等から排出される排水・廃棄物等を管理する環境保全センター、大型共同利用機器を集中して設置・管理する機器センター、イノベーションセンター、図書館を設置している。また、大学に係る諸情報を収集・分析する部署としてIR室を設けている。

以上のように、大学の理念・目的に合致した人材育成を行うための必要な組織を設け、環境の変化や社会的要請に対応した組織の新設・拡充を行っている。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、「大学評価委員会」が報告書を作成し「教授会・研究科委員会」が検討している。その方針に基づき、外部組織との連携等を通じて教育研究成果の社会への還元に努めている。

教育研究組織の改善・向上については、2022年度に行われた先端生命科学研究所の改組は学内共同研究を活性化することを目的に理事会において議論され、「教授会・研究科委員会」に報告しているが、必ずしも点検・評価の結果に基づいた改善ではない。

以上のことから、教育研究組織の適切性を点検・評価については、「大学評価委員会」が報告書を作成し、理事会において議論し、「教授会・研究科委員会」に報告しているが、「大学評価委員会」による改善ためのフィードバックや支援を行う

方法を確立していない。今後は、教育研究組織の適切性についての点検・評価に関する大学全体のPDCAサイクルを機能させ、全学的な点検・評価のもとで改善・向上につなげていくことが望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学部・研究科では、授与する学位ごとに学位授与方針を定めている。例えば、薬学部薬学科では、「見識ある医療人としての豊かな人間性・高い責任感・倫理観や幅広い視野・患者本位の視点・薬剤師としての心構えを有する」「高度化、専門化する医療に対応できる薬学の基礎知識と専門知識を有する」「チーム医療や地域医療において、薬の専門家として活躍するために必要な臨床現場での実践的な技能とコミュニケーション能力を有する」などの5項目にわたる学習成果を身につけた学生に学位を授与することを定めている。また、薬学研究科薬学専攻では、「課題設定ができ、かつ、解決に導く能力を有していること」「研究を計画的に遂行する能力を有していること」「考察が的確で、発表能力（論文作成能力、口頭発表能力）を有していること」「グローバルな視点で研究を評価できる能力を有していること」などの4つの項目を定め、さらに設置された4つのコース（臨床・医療薬学研究コース、先進薬学研究コース、がん医療・臨床薬学研究コース、連携大学院がん治療実務者研究コース）ではコースごとの項目（臨床・医療薬学研究コース「薬剤師としての職能を高め、臨床薬学領域における先端の知識と技能を備えていること」、先進薬学研究コース「薬学研究に貢献できる能力を有していること」、がん医療・臨床薬学研究コース「臨床薬剤師としてチーム医療の一員として活躍できる能力を有していること」、連携大学院 がん治療実務者研究コース「国立がん研究センターにおいて、薬剤師としての職能を高め、がん治療領域における先端の知識と技能を備えていること」）を定めている。

薬学部薬学科及び創薬科学科の学位授与方針は、大学ホームページに掲載して社会に公表するとともに、各科目のシラバスに学位授与方針と授業内容の関連を記載して学生に周知している。大学院の学位授与方針は、大学ホームページに掲載するとともに、「修学の手引き（大学院）」に記載して学生に周知している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を適切に定め、公表していると判断できる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学部・研究科では、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。例えば、薬学部薬学科及び薬科学科では、学位授与方針に対応した教育課程の編

成・実施方針を定めており、「薬学準備教育科目」（教養教育科目、外国語科目等）と「薬学教育専門科目」に大別されるが、教育課程の編成・実施方針の各項目では、その内容に応じた教育内容、教育区分、授業形態等を示している。また、薬学科の教育課程の編成・実施方針は「薬剤師として求められる基本的な資質」を網羅する内容となっている。総合薬科学専攻（修士課程）では、学科・専攻ごとに教育課程の編成・実施方針が定められ、「薬の創製並びに生体との相互作用から適正使用までのすべての薬学領域で活躍する研究者の育成、薬の開発者として必要とされる研究能力の養成」などの教育内容や評価方法を示している。

しかし、学部・研究科いずれの教育課程の編成・実施方針においても、教育課程の編成に関する考え方を示しているものの、実施に関する基本的な考え方が示されていない。そのため、教育課程の編成・実施方針を点検し、実施に関する基本的な考え方を示した方針とするよう、改善が求められる。また、薬学研究科薬学専攻（博士課程）の学位授与方針では、コースごとに異なる項目が定められているが、教育課程の編成・実施方針はコースに関わらず同一であるため、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針を定めることが望まれる。

薬学部薬学科及び創薬科学科の教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページに掲載して社会に公表するとともに、各科目のシラバスに教育課程の編成・実施方針と授業内容の関連を記載して学生に周知している。大学院の教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページに掲載するとともに、「修学の手引き（大学院）」に記載して学生に周知している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針に基づいて教育課程の編成方針を定めて公表しているが、実施に関する基本的な考え方は示されていないため、改善が求められる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

薬学部薬学科の教育課程は、「薬学準備教育科目」に分類される3つの学科目に加え「薬学教育専門科目」に分類される11の学科目で構成しており、各科目は、効果的な学習の順次性を考慮して適切な学年に配置している。これらは「薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版」に準拠し、教育課程の編成・実施方針に基づいている。各科目のシラバスには、身につけるべき知識・能力として該当する学位授与方針の項目を明示し、それらの関係はカリキュラムマップにまとめている。

創薬科学科の教育課程は、「薬学準備教育科目」に分類される5つの学科目と「薬学教育専門科目」に分類される8つの学科目で構成し、各科目は、教育課程の編成・実施方針に基づいて、効果的な学習の順次性を考慮して適切な学年に配置してい

る。創薬科学科の特徴的科目として「キャリアプランゼミ」を1年次～4年次の各学年に必修科目として設置している。各授業科目は教育課程の編成・実施方針に基づき開設し、また各科目のシラバスには身につけるべき知識・能力として該当する学位授与の方針の項目を明示し、それらの関係はカリキュラムマップにまとめている。臨床能力に関しては、1～2年次の「早期臨床体験学習」や4年次の「事前学習Ⅱ」において実務家教員及び薬局・病院薬剤師から薬局・病院実務や標準的な薬物治療を学び、5年次の「薬局実務実習」及び「病院実務実習」につなげている。研究能力に関しては、2年次の「研究の現場」における研究室での研究紹介により研究志向を向上させ、さまざまな実習科目や配属された研究室での「薬学研究実践実習」を履修したのち、卒業研究に相当する「医療薬学特別実習」を履修することとなっている。これらの科目により、態度・技能に加えて問題発見・解決能力の醸成を図っている。

総合薬科学専攻（修士課程）には、教育課程の編成・実施方針に基づいて、「講義」「課題演習（セミナー）」「課題研究」を適切に配置し、修士論文の作成及び口述発表を求めている。幅広い薬学領域で活躍する研究者としての能力、あるいは高度の専門性を要する職業に必要な能力や学識を養う内容となっている。また、総合薬科学専攻（博士課程）では、教育課程の編成・実施方針に基づいて設置された「総合薬科学特別演習」を履修し、博士論文の作成と口述発表を行う。修士課程で培った能力及び学識を基に、専門分野における研究能力を更に向上させる内容となっている。

薬学研究科薬学専攻（博士課程）には、「臨床・医療薬学研究コース」「先進薬学研究コース」「がん医療・臨床薬学研究コース」及び「連携大学院がん治療実務者研究コース」を設置し、各コースには教育課程の編成・実施方針に基づいて専門分野における研究能力、高度の専門性を要する職業に必要な能力及びその基盤となる学識を養うための講義科目、演習科目及び研究の科目を適切に配置している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位にふさわしい授業科目を開設し、体系的な教育課程を編成していると判断できる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

薬学部では、入学時にオリエンテーション及び新入生総合学習プログラムを開催している。オリエンテーションでは、講義・演習・実習、単位、出欠、成績判定、進級、留年等に加えて、大学における主体的学習の必要性を説明している。また、新入生総合学習プログラムでは、建学の精神、教育理念・目的、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針、薬学教育における学習方法などを説明している。さらに、各学年の初めに行われるガイダンス等を通じて選択科目などの教学情報を周知している。

新入生総合学習プログラムでは、薬学を学ぶための基礎となる数学、物理、化学、生物の基礎力テストとその解説講義を行うことで、入学前の学習と大学での学習が円滑に繋がるように工夫している。また、成績優秀者の学生生徒等納付金を一部免除する特待生制度を設けており、学生の学習意欲の向上を図るよう取り組んでいる。

各学科のカリキュラムについて薬学部薬学科では、1年次及び2年次に「薬学の心構えⅠ・Ⅱ」「早期臨床体験学習」を開講し、薬剤師が現場で活躍するための知識・技能・態度を低学年で知ることができる科目を開設している。また、4年次の「事前学習Ⅰ・Ⅱ」では多数の実務家教員や薬局・病院薬剤師が教育に関わっており、同学科で学ぶモチベーション向上と学習の活性化に努めている。

その他、薬学部では、研究室配属前の1～2年次において担任制度を導入し、少人数での学習・生活指導を行っている。配属後は、配属先の教員が学生の教育・研究指導を行っている。また、薬学部薬学科では、各学年の科目にアクティブラーニングを取り入れ、1年次の「薬学人としての教養入門」、2年次の「日本の伝統文化と医療」、3年次の「エコロジー論」、4年次の「外国からみた日本」、5～6年次の「医療現場におけるヒューマンエラー」において、SGD (Small Group Discussion) 等を活用した授業を実施している。薬学部創薬科学科においても、知識の修得には講義や演習、技能の修得には実習やロールプレイ、態度の修得にはSGDやグループワーク等を実施するなど、学習目標に適した学習方法を用いている。

大学院では、博士課程の学生に対して、リサーチ・アシスタント(RA)を設け、研究者としての能力や考え方を学ぶ機会を提供している。また、大学独自の研究型奨学金制度を設けることで学生の経済的負担の軽減にも努めている。総合薬科学専攻(修士課程)の学生には、ティーチング・アシスタント(TA)を配置し、大学教員の研究能力や考え方を学ぶ機会を提供するとともに、学生の経済的負担軽減にもなっている。また、積極的な学会発表を促し、優秀発表表彰等の受賞者の情報は全学的に共有し、特に優れた成果を上げた学生は学位授与式で表彰している。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じており、概ね適切な教育方法を採用していると判断できる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価の基準を「履修案内」に明記し、入学時のオリエンテーションでも説明している。GPAの平均値を算出し、席次算定の基準、各種の選考、進級判定及び卒業判定の際の参考資料として活用する旨を「履修案内」に記載している。学生は、「教育支援システム START」で「成績通知書」を閲覧できる仕組みになっている。また、成績評価に対する学生からの異議申立の制度も整備している。また、各科目

の成績評価は、シラバスに明示した「成績評価の方法」と「成績評価の基準」に従って行っている。教務部が「シラバス作成マニュアル」を教員に配付し、成績の取り扱いについて指導するとともに、教授会においても確認している。試験の答案は、各学期終了後に教員から提出され3年間保存している。

進級判定においては、単位制と学年制を併用して学年ごとに進級判定を実施している。所定の単位数以上で「不可」がある場合を留年とし、単位の不足が少ない者は「仮進級」として進級を認め、不合格科目の講義、試験を実施している。進級判定は、まず教務委員会で学生の単位修得状況を確認して案を作成した後、教授会において審議、最終決定している。これらの手順は「卒業判定の手順及び基準」として整備している。

大学院において修得すべき単位数は大学院学則に定めている。総合薬科学専攻（博士課程）では、優れた研究業績を上げた場合には、早期修了できる制度も整備している。また、学位授与方針に基づいて学位を授与するために、薬学研究科薬学専攻（博士課程）及び総合薬科学専攻（博士課程）では「博士学位審査基準」を、総合薬科学専攻（修士課程）では「修士学位審査基準」を定め、大学ホームページで公開している。博士及び修士の学位審査は、公開の口述発表会と複数の審査委員による論文審査を行っており、薬学研究科委員会において学位授与の可否を最終決定し、口述発表会には薬学研究科所属の全教員が参加している。

以上のことから、学部においては、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断でき、大学院においても概ね適切に行っていると判断できる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学習成果の評価をするための方法については、2023年度にアセスメント・ポリシーを策定し、学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法を開発している。アセスメント・ポリシーによる学習成果の評価について、実施者は評価方法に記載された方法を用いて、各レベルで定めた学習成果の評価、達成状況の確認を行い、到達目標への達成度を把握、測定を行っている。また、薬学科は2023年度より単位認定だけでなく、前年度の成績及びGPAを指標とした学生面談を実施しており、学位授与方針に対応したルーブリック基準を用いた評価を対面方式で個別面談により実施することで、教育課程の進行に応じた総合的な評価を行っている。この結果は、「教育支援システム START」において、学生・教職員ともにいつでも確認することができ、形成的な評価につなげている。

大学院における講義科目では、学部と同様に試験やレポートを利用した評価を行っており、「研究」については、学位論文審査により評価している。学習成果の把握及び評価は卒業前の主査・副査による面談で行っている。2024年度以降、博士課程においては「年次別発表会」による形成的な評価を取り入れ、学年ごとに主査・

副査による学習到達度を評価している。ただし、「博士学位審査基準」及び「修士学位審査基準」を策定して学位論文の審査は行っているものの、学位授与方針の到達度は評価していない。

以上のことから、学部においては、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているが、大学院については学位授与方針の到達度を評価しておらず、改善が求められる。

⑦ **教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

学部及び研究科では、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づいて編成した教育課程及びその内容、方法の適切性について、「大学評価委員会」において定期的に点検・評価を行い、教授会で報告し、改善・向上に努めている。薬学部では「自己点検・評価 2021-2022」に基づき、2024 年度以降のカリキュラムを変更している。学位授与方針の到達目標の進捗状況について、「教育支援システム START」の機能を利用した評価を 2023 年度から行っている。この評価では、指導教員と学生の面談により、学習成果の達成度の相互確認に加えて学位授与方針に対応したルーブリック評価を行っており、評価結果は学生にフィードバックし、学習ポートフォリオとしても活用している。評価結果は報告書を作成し、「大学評価委員会」及び教授会で報告を行っている。いくつかの教育課程及びその方法の改善は行われているものの、それらについて定期的に点検・評価を適切に行っているとはいえない。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について、定期的に点検・評価を行っているとはいえないが、課題に対して改善するためのフィードバックや支援を行う方法が確立されていない。今後は、教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価に関する大学全体の P D C A サイクルを機能させ、全学的な点検・評価のもとで改善・向上につなげていくことが望まれる。

⑧ **教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）**

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 教育課程の編成・実施方針について、学部及び研究科において、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
- 2) 研究科では、学位論文審査や科目成績等を通じて学習成果を把握・評価している

が、これらの測定方法と学位授与方針に示した学習成果との関係が不明瞭であるため、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

大学・大学院の目的及び各学部・研究科の教育研究上の目的を達成するため、大学及び大学院の各教育課程に学生の受け入れ方針を設定し、入学を希望する者に求める学習歴、学力水準、資質や能力を明確に示している。各教育課程に設定された学生の受け入れ方針は、学位授与方針及び教育課程編成・実施方針と関連し、到達目標を達成できるよう策定している。ただし、大学の学生の受け入れ方針では、入試種別ごとに学力の3要素等を用いた学習歴、学力水準、資質や能力を明確に示すことが望まれる。また、薬学研究科総合薬科学専攻（博士課程（後期））の学生の受け入れ方針には入学前の学習歴、学力水準、能力が明示されていないため、方針にこれらを明示することが望まれる。

この方針は、大学ホームページ、学生募集要項や大学案内に掲載し公表している。後者の2つは、学内関係者、全国の高等学校や予備校などに送付され、入学希望者や保護者等への周知を行っている。さらに、オープンキャンパスや入試説明会などにおいても大学案内を配付している。

以上のように、学部・研究科では学生の受け入れ方針と、学力・資質等の「求める水準」を設定した「求める学生像」を適切に明示している。ただし、薬学研究科の一部の専攻・課程では入学前の学習歴等を方針に示していないため、これを明示することが望まれる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学部・研究科の学生の受け入れ方針に沿うように、それぞれの入試区分において求める学生を受け入れるための入学者選抜試験の制度を整えている。薬学部は学生の受け入れ方針と求める学生像の評価方法の違いから4つの入試種別を設けている。薬学研究科は一般入試、推薦入試、社会人特別選抜、留学生選抜などの入試種別を設けており、いずれにおいても、学生の受け入れ方針と各受験生の特性に沿った入学試験を展開している。

学部・研究科ともに、公正かつ適切な入学者選抜試験を実施するために、入学者選抜試験方式、募集人数及び出願資格等を「学生募集要項」や大学ホームページで公表し受験生に広く告知している。授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、学生募集要項や大学案内に掲載して公表し、学内関係者、全国

の高等学校や予備校などに送付し、入学希望者や保護者等への周知を行っている。また、学部について、入学を希望する者への合理的な配慮に関する相談窓口を募集要項に記載して対応し、公平な入学者選抜の機会を提供している。また、大学院の入学者選抜においては、入試運営体制に関して規程化していないが、「大学院入試委員会」で大学院入試委員長及び大学院入試を担当する教職員を選抜し、入試実施スケジュールの作成、入試問題の編集、面接、記述試験の採点基準などを精査し、大学院入試を実施している。

さらに、薬学部においては、入学者選抜試験が学長を委員長とした「入試対策委員会」による組織的な体制により適切に実施しており、かつ責任体制を明確にしている。また、薬学研究科での入学者選抜試験の実施については、「薬学研究科委員会」が各入学試験の評価をもとに審査し可否を決定しており、透明性と公平性を確保している。

以上のように、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を整備し、入学者選抜を公正に実施するように努めている。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部の定員管理について、前回評価時に薬学部創薬科学科は「過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が高いので、是正されたい」との改善勧告を受け、入学手続者数が入学定員を下回るよう調整してきた。しかし、入学辞退者が予測より少なく入学者数が超過したことから在籍学生数が収容定員を超える状態となっている。入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率が高いため、学部として定員管理を徹底するよう是正されたい。

大学院については、入学定員及び収容定員をともに満たす学生数を受け入れている。これにより、修士課程及び博士課程の各課程においては、両者ともに適正に定員管理を行っている。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れに関する適切性の点検・評価は、学部では入学試験の結果、入学直後に行われるプレイズメントテストの成績、アンケートの結果をもとに、学長直属の諮問機関である「スタッフミーティング」において点検・評価を行っている。大学院に関しても、同様に「スタッフミーティング」において点検・評価が行われている。この結果が教授会と研究科委員会に報告しているが、いずれも具体的な改善にはつながっていない。

薬学部創薬学科では、入学定員に対する入学者数比率も経年的にやや高く、収容

定員に対する在籍学生数比率が高くなっている。

以上のことから、現状、学生の受け入れの適切性について点検・評価は「スタッフミーティング」によって行っているため、今後は「大学評価委員」と「スタッフミーティング」の連携や役割分担について明確化を図り、実態に即した内部質保証システムの再整備を行い全学的な点検・評価を行ったうえで、改善につなげる事が期待される。

<提言>

是正勧告

- 1) 薬学部創薬科学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.25 と高いため、学部として定員管理を徹底するように、是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学として求める教員像は、「建学の精神、教育の理念及び教育目的を踏まえ、『学位授与の方針』、『教育課程編成・実施の方針』『入学者受入の方針』を理解し、本学が設置する教育・研究組織の設置目的に相応しい教育・研究能力を有すること」を定めている。また、教員組織の編制方針として、「教育理念及び教育目的を実現するため、以下の点に留意し、『学位授与の方針』及び『教育課程編成・実施の方針』に基づき、教員組織を編制する」ことが求められ、「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」に当該大学が教員に求められる資質・資質向上のための取り組み、教員による教育・研究活動を活性化するための取り組み等を示している。さらに、学部及び研究科における「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」についても示している。

一方で、項目②に後述するように、大学設置基準において大学全体で必要とされる教授数の不足が生じており、前回の大学評価（認証評価）時にも同様の状況が生じていた。前回の大学評価（認証評価）を受ける過程で必要な教授数を充足し、その後も一時は法令を遵守した教員組織を維持していたものの、2021 年度以降は経年的に教授数の不足が生じていた。後述するように、採用・昇任により 2025 年 4 月には大学設置基準で必要とされる教授数を満たすこととなったものの、教員人事計画の策定が不十分であるといわざるを得ない。すなわち、当該大学では教員の補充を重要事項と認識し、理事会で人事計画を報告しているとするが、明確かつ明文化した教員人事計画は策定していないため、これを適切に策定するよう是正されたい。また、適切な教員人事計画に基づき、今後も教員組織を整備・維持するこ

とが求められる。

求める教員像及び教員組織の編制方針は、制定時に教授会及びメールを用いて教職員に周知し、また、規程集及び大学ホームページに掲載している。

以上のことから、大学の目的に基づき、大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を示している。ただし、過去に教授数の不足が生じていたことも踏まえ、適切な教員人事計画を策定することが必要であり、それに基づき教員組織を整備・維持することが求められる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

「教員組織の編制方針」に基づき、年齢構成・性別等のバランスに配慮した教員構成となっている。また、教育上主要な授業科目には、専任教員であり、かつ、教授又は准教授である者を配置している。さらに、教養教育を担う学域として薬学教養教育研究学域を設置し、教養科長が学域長を務めるとともに、薬学教養教育研究学域に、基礎教養研究領域（6つの研究室）及び応用教育研究領域（5つの研究室）を設け、いずれの領域にも専任教員を配し、教養教育を担っている。こうした教員組織を編制するにあたっては、学長の諮問機関である「スタッフミーティング」において、教員組織の原案を作成し、これを教授会・研究科委員会で審議した後、学長から理事会に進達して決定する手続となっている。

ただし、2023年度において大学設置基準上原則として必要となる教授数が大学全体で7名不足しており、2024年度に6名の採用・昇任を実施したが、3名の退職者が発生したため、2024年5月1日時点では4名不足していた。その後、教授1名の採用を行い、その他に2025年4月1日就任に向けて教授1名の採用及び准教授1名の昇任を行い、授業を担当する役職者（学長及び学長補佐）を含め、2025年度には大学設置基準で求める大学全体の教授数を満たすこととなった。一方で、教授数の不足が生じた背景には、当該大学においては、学長・学長補佐等の役職者を自動的に専任教員数に含めていたが、大学設置基準では授業を担当する専任教員及び教授を必要数配置することを求めており、2024年9月時点では、学長補佐はこの要件を満たしていなかった。そのため、大学全体において2名の教授数が不足していた。これに対し、学内で再度検討し、法令要件の充足に向けて学長補佐が授業を担当することとなったが、法令の求めるところを適切に理解し、学部・研究科等の教育課程に応じた教育研究上必要な教員組織を編制するよう留意されたい。また、2017年度の大学評価（認証評価）においても、評価時に大学全体での複数教授数の不足が生じており、一時は法令上必要な教授数を充足したものの、2021年度以降は学長・学長補佐を含めても大学全体の教授数が不足していたことから、適切な教員人事計画を策定し、これに基づく教員組織の維持に取り組んできたとは

いえない。これらのことから、法令の趣旨を十分に理解し、適切な人事計画のもとに、教員人事を管理し、適切な教員組織を編制する必要がある。

以上のことから、「教員組織の編制方針」に基づき、教育上主要な授業科目に専任教員を配置し、年齢等のバランスに配慮した教員組織を編制しているといえる。しかしながら、大学全体で必要な教授数の不足については、2025年度に向けた採用・昇任等により法令上の必要教授数を満たしたものの、過去にもこうした状況が生じていたことから、法令を遵守した適切な教員組織を継続的に編制しているとはいえない。教員組織の適切な編制は教育の質にも関わる事項であるため、適切な人事計画のもと、法令遵守も含めて教員組織の適切性を検証し、改善するよう強く求める。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

大学全体に適用する教員採用及び昇任の基準として、「星薬科大学教員資格基準に関する細則」「教員選考に関する教授会内規」を定めており、この基準に則って教員の採用と昇任の手続を行っている。また、教授の採用及び昇任は、原則として公募とし、審査を行っている。

教員の採用及び昇任の手続は、「教員選考に関する教授会内規」に則り候補者を選出し、「教員選考委員会」、教授会、理事会の承認を経て決定している。薬学研究科においては、「薬学研究科委員会審査基準」に基づき、募集、採用、昇任等を行っている。なお、「教員選考委員会」は教授職にある者数名をもって構成し、その長は学長が務めている。

以上のことから、教員の募集、採用、承認等についての基準を示し適切に実施しているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

大学全体として、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を積極的に推進し、学部及び大学院の教育内容及び教育方法を常に改善、向上させることを目的に「FD委員会」を設置している。そのうえで、「FD実施方針」を定め、「FD委員会」がFD活動の組織として全学的に実施する体制を整え、活動内容を示している。大学全体としては教育改善に繋げる研修が実施している。学部・研究科のFDで授業評価を行い、これの結果に基づいて優秀講義賞、ベストレクチャー賞の選考が行い、表彰している。ただし、大学全体で行っているFD活動では、大学院教育の改善に関する事項は扱っておらず、研究科における固有のFD活動は実施していないため、大学院教育の改善に向けた教員の資質向上に向けて、大学院全体あるいは研究科・課程でFD活動に取り組むよう改善が求められる。ま

た、FD研修会に参加できなかった教員には収録した動画を視聴できるように整えているが、視聴の有無の記録がないため、正確な参加率を把握することが望まれる。

研究活動に係る資質向上を目的に一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のeラーニングプログラム（eAPRIN）を3年に1度受講することを義務付けている。また、ハラスメント防止に関する研修会も定期的で開催している。さらに、教員の資質の向上、教育研究活動の活性化の観点から教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価に人事評価制度を導入している。

教員と職員の協働に関しては、「星薬科大学事務分掌規則」により役割分担を明確化している。また、指導補助者（TA）は、所属指導教授又は授業を担当する教員による指揮監督のもとで授業補助を行うこととしている。補助者は大学院研究科委員会が選考し、学長が採用を決定している。採用時に、心構えや報告書について説明会を実施し指導を行っている。

以上のことから、大学全体では、「FD実施方針」を定め、学士課程の教育改善につなげる研修等のFD活動に取り組んでいるものの、大学院固有のFD活動は行っていないため、改善が求められる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価は、学長の諮問機関である「スタッフミーティング」において討議したうえで、教授会において検証している。点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組みとしては、これまでに先端生命科学研究所を改組し、製剤学研究室と医療薬剤学研究室を統合した製剤設計学研究室の発足やIRセンターの廃止があるが、これらについては定期的な点検・評価で行った事例とはいえない。

以上のことから、教員組織の適切性について、定期的に点検・評価を行っているとはいいがたく、課題に対して改善するためのフィードバックや支援を行う方法が確立されていない。今後は、教員組織の適切性についての点検・評価に関する大学全体のPDCAサイクルを機能させ、全学的な点検・評価のもとで改善・向上につなげていくことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 教育改善に関する大学院固有のファカルティ・ディベロップメントが行われていないため、修士課程・博士課程全体又は各研究科として、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。

是正勧告

- 1) 2024年9月1日時点で、大学設置基準上原則として必要となる教授数が大学全体で2名不足していたことについては、採用・昇任等により2025年度より法令で求める大学全体の教授数を満たすこととなったが、前回の大学評価（認証評価）時にも同様の状況が生じており、一時は充足したものの、経年的に大学全体で教授数が不足していることから、適切な人事計画を策定し、これに基づき教員組織を維持・整備することが強く求められる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援の方針では「すべての学生が自立した社会人・職業人となり、様々な領域・分野で貢献できるよう、学生の多様な個性を尊重しつつ、個々人が自らの将来像を描き、その実現に向けた学修、その他の活動を行うために必要な支援を継続的に行うことを目指す」としている。この方針は、大学ホームページ及びキャンパスガイドで周知している。キャンパスガイドは新入生、教職員へ配付を行い、保護者対象の相談会でも、大学の学生支援の方針を示している。

なお、学生支援に関する方針として明文化されているものの、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送るうえで必要とされる修学支援、生活支援及び進路支援の各支援について方針を定めることが望ましい。

以上のことから、修学支援、生活支援及び進路支援の各支援について方針を定めることが望ましいが、学生支援に関する大学としての主となる方針は明示できると判断できる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学内には、学生からの日常的な相談や指導教員からの相談を受ける「学生支援窓口」を設置し、周知している。この窓口は、適切な対応部署への紹介等を行うなど、学生や指導教員からの最初の相談窓口として機能しており、生活支援の窓口となる「保健管理センター」や「学生相談室」及び指導教員などの対応窓口と連携している。なお、「学生支援窓口」については、新入生、教職員に配付しているキャンパスガイドに掲載しており、在学生へは大学ホームページで周知を行っている。

「保健管理センター」では、専属の看護師と学校医を配属し、日常的な学生のヘルスケア、メンタルケアなど生活面の相談に対応している。「学生相談室」では、

特定の日にカウンセラーによるメンタル支援を実施しており、臨床心理士及び精神科非常勤学校医が対応している。その他、カウセリングニュースの発行、感染症対策の一環として感染予防やワクチン接種などの情報を適宜発信するなど広報活動を行っている。

生活支援の相談案内は、保健管理センターホームページ、学内掲示板及び新入生オリエンテーション時に配付するキャンパスガイドで周知している。また、父兄会の支援を受け24時間健康相談やメンタルヘルスのカウセリングが受けられる電話窓口「星薬科大学こころとからだの相談ダイヤル」を開設し、相談サービスを提供している。利用者は学生や教職員以外に、学生の保護者にも開放している。

修学支援は、学科、学年ごとの指導教員や学年担当あるいは卒論指導教員が学習成績や出席管理システム、学生指導個人票からの情報等をもとに、学生の学習状況及び生活を把握して必要に応じて指導、助言を行っている。また、各教科の担当教員がシラバスでオフィスアワーを周知し、相談を受ける体制をとっている。補習教育としては、主に試験不合格者に対しフォローアップ講義を実施、留年者に対しては同一学年を3回の留年した学生には、保証人を交えた面談を義務付け、学習相談を行っている。また、自主的な学習を促進するための支援として、学習室を設置、試験期には講義室も開放するなど、学生の実習環境を整えている。

障がいのある学生に対する支援として、「障がい学生支援規程」を整備し、2024年度から入学後の修学に関する合理的配慮を行うことを予定している。

また、経済的支援として、日本学生支援機構などの奨学金に加え、大学独自の奨学金を取り扱い、災害時など被害に遭遇した学生には授業料の免除措置、留学生や病気など休学生に対する経済的配慮、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、遠隔授業支援奨学金の給付など、きめ細かな修学支援を行っている。

進路支援については、研究室・部門の教授等と学生支援部が対応している。また、「学生支援委員会」を設置し、進路選択の企画立案など教職員が一体となって就職支援に取り組んでいる。学生支援部は、就職に関する指導、相談、斡旋に関する支援を行っている。具体的には、就職支援に係るイベント開催、求人情報・会社情報の収集のほか、個別対応として、履歴書・エントリーシート、小論文等の添削や面接の練習など多岐にわたっている。就職支援イベントでは、就職ガイダンス、学内企業説明会、インターンシップ、就職説明会など、就職ガイダンスでは、就職活動の進め方のほか、一般教養試験、ビジネスマナーの修得など、就職活動が段階的に行えるよう支援している。さらに、就職活動を終えた先輩による「就職内定報告会」の実施のほか、就職活動全般を記録した「就職活動報告書」を閲覧できるようにしている。

正課外活動の支援は、学生自治会が学生からの意見を聴取するとともに、学生への個別アンケートの実施や各クラブ活動において大学への要望を取り纏め、学生

支援部に報告し学生の意見を教育や学生生活の支援に反映する機会としている。

以上のことから、学生支援に関する大学の方針に基づき、学生支援の体制を整備し、学生支援を適切に行っている。

- ③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性において、事務系部署、保健管理センター及び指導グループ制度の指導教員などが日常的に学生の意見や要望等を汲み上げる窓口として機能しており、学生に必要な支援は、「学生支援委員会」で議論し実行している。さらに、学生生活等については、学生支援部が学生自治会と連携しながら「クラブ部長会議」を開催し、学生の意見を聴取するなど、適切な根拠に基づき学生を支援している。なお、各窓口における課題や問題点を「学生支援窓口」で集約し、改善対応がとられているが、全学の内部質保証推進組織である「大学評価委員会」とは関連していない。

以上を踏まえ、学生支援の適切性についての点検・評価は、「学生支援窓口」や「学生支援委員会」などの中心となって行っているが、全学の内部質保証推進体制と関連はないため、全学で点検・評価を実施する組織体制・プロセスを再整備し、定期的な内部質保証システムで改善・向上に取り組むよう改善が求められる。

8 教育研究等環境

<概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

法人と教学が一体となり、建学の精神と教育の理念に基づく教育研究活動の持続的な発展を目的とする「将来ビジョン検討委員会」を設置し、2025年から2030年を見据えた「星薬科大学ビジョン2025-2030」を策定した。

上記のビジョンは大学ホームページに公開しており、教育研究活動に関する大学の理念、目的を踏まえた方針を明示している。さらに、単年度の事業計画を策定し、「事業報告書」として明示している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を立て明示している。

- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

大学設置基準を満たす校地・校舎面積を有し、教室等の設備に加え、体育館や図書館、部活動のための部室、食堂等のほか医薬品科学研究所、薬草園、温室を付帯

設備として設けている。薬草園や温室は、講義や実習、卒業研究においても利活用しており、地域等に開放している。また、実験に伴う動物の飼育棟を設けており、個別換気システムを配することで高い微生物レベルの動物飼育も可能とし、清浄度に応じた多様な実験目的に適応できる設備となっている。さらに、女子寮を設けており、共同生活を学ぶ場としても活用している。

いずれの建物もバリアフリー化及び耐震化に努めており、耐用年数を過ぎた建物については計画的に改修等を行い、研究室等を備えた建物を新たに設けるなど研究の質向上を図っている。また、授業で使用する講義室において、オンラインでの配信を可能とすべく、全ての講義室に天井からのカメラを設置しているほか、サテライト教室を整備し、ICTを活用した教育を推進している。

ネットワーク環境については、無線LANの利用を可能とする「Hoshi Net」を整備し、学生・教職員ともに学内で自身のICT媒体を利用できるようにしている。情報処理施設として、パソコン室を設けており、2019年度には全てのパソコンを刷新するなど、環境の充実に努めている。また、情報倫理の確立に向けて『キャンパスガイド』にSNSの利用に際しての注意を記載して学生への周知を図っているほか、1年次の必修科目として「情報技術と情報倫理」を開設している。教職員に対しては、SD研修会のテーマとして取り扱っており、2023年度には教職員を対象にした「情報セキュリティ講習会」をオンラインで開催している。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、教育研究活動に必要な校地・校舎面積を有し、概ね適切な施設・設備を整えている。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館には、保存書庫と教職員・学生が使用するサービスエリアを設けている。所属資料として、質・量ともに十分な和書・洋書による書籍や雑誌、視聴覚資料、電子ジャーナル等を備えている。書籍等の内訳からは、医学、薬学、化学のほか、数学、物理、生物等の分野の図書資料を所蔵しており、当該大学の専門性に応じて整備している。また、保存書庫には、貴重な資料や製本洋雑誌等が配架されており、十分に資料の管理に努めるよう勤務している。さらに、図書館には閲覧席のほか、ラーニング・コモンズも設けており、学生の自学自習を支援する環境となっている。

図書館では、図書の貸し出し以外にも、レファレンス・サービスや図書館相互の貸借サービスのほか、図書購入の希望受付等にも応じている。また、「星薬科大学図書館規程」に基づき、図書館長のほか、司書職員や事務職員を配し、専門的な知識を有する専属職員を配置している。さらに、自動入退館システムにより、教職員及び許可を得た一部の学生は、閉館時間後に利用することが可能となっている。なお、ラーニング・コモンズでは、学生がグループワークやディスカッション、プレ

ゼンテーションの練習が可能であり、自学自習に適した柔軟な施設・設備を設けている。

図書館の設備に加えて、2022年度には学習室、新星館の各階に情報ラウンジ、その他の建物にも自習スペースを整備するなど、学生の自学自習を促す設備を整えている。

以上のことから、図書館に必要な図書資料を整備し、学生・教職員の利便性に配慮した設備を整備しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する大学の考え・方針としては、「星薬科大学ビジョン2025-2030」において、ビジョン実現のための基本的方向の1つとして、「研究推進体制の強化」を掲げ、「先端生命科学研究所」における研究の推進、競争的資金・外部資金の獲得、研究人材の確保の3つに取り組むことを示している。なお、同ビジョンについては、大学ホームページに掲載し、公開している。

教員の研究環境に関し、学内に動物センター、機器センターを設けて研究活動の支援を行っている。例えば、機器センターでは、核磁気共鳴装置、質量分析計、DNA解析装置などの薬学分野の研究に必要な装置等の機器を整備しており、教員のほか、各研究室・部門に所属する大学院学生や卒業論文を作成している学部学生も共用で使用できるようになっている。

以上のことから、研究に関する考えをビジョンに示し、研究推進体制の強化に取り組んでおり、研究のための機器の整備、研究推進のための研究費の支給や研究時間の確保もされている。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

「学校法人星薬科大学における研究者の行動規範」を制定し、研究活動を行うすべての者に対し研究を遂行するうえで求められる行動規範を定めている。さらに、「星薬科大学不正防止対策の基本方針」を策定し、具体的な不正防止への対応も定めている。

これらの方針のもと、毎年、教員全員、公的研究費の運営・管理に関わる職員、公的研究費で雇用されている職員、学部学生・大学院学生で公的研究費に関わる者を対象に「公的研究費等取り扱い説明会」を実施し、研究費不正使用防止の観点から執行等の留意点に関する説明を行っている。また、研究倫理に関する教育として、eAPRIN、日本学術振興会が刊行している「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—【テキスト版】」を活用し、涵養に努めている。

さらに、「人を対象とする研究倫理審査規程」に基づき、人を対象とする研究倫

理審査委員会が設置され、人を対象とする研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究及びこれらの研究結果の公表等について審議を行っている。国が定めた指針「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、インフォームド・コンセントを省略する代わりに、研究情報を大学ホームページなどで通知・公開し、研究対象者等が拒否できる機会を保障している。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切な対応を行っている。

⑥ **教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

教育研究環境の適切性に関する定期的な点検・評価は、各組織より提出された自己点検・評価の結果を「大学評価委員会」が集約し、教育研究環境が適切に保たれているかを学長直属の諮問組織である「スタッフミーティング」で検証・改善を指示している。なお、学生への個別アンケートの実施やクラブ部長会を通じて学生の教育環境、施設及び設備への要望を聴取しており、学生支援部では「学生支援委員会」へこの結果を報告するとともに、必要な改善要望が見られたときには、前述の点検と評価の報告を「大学評価委員会」に上程し、「スタッフミーティング」の指示によって改善につなげ、学生の声も反映される仕組みを担保している。

点検・評価の結果に基づく改善について、これまでも学生の利便性等を鑑みた図書館の整備など、精力的に取り組んでいる。また、新型コロナウイルス感染症の流行下では、緊急体制を整備して、教育研究環境の維持を行うなど、柔軟で迅速な対応を取ってきた。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について、学生からの要望をとり入れ適切性を点検・評価し、図書館等の自習施設の整備といった取り組みなどが実施されているが、これは点検・評価報告書での内部質保証システムの手順とは異なっているため、今後は各組織の役割を明確化し、実態に即した内部質保証システムの再整備を行い全学的な点検・評価を行った上、改善につなげることが期待される。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① **大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。**

「星薬科大学ビジョン 2025 - 2030」において、「国際化及び多角的な産学間連携の推進」「社会連携を通じて社会貢献を果たすこと」を目標として掲げ、これに基づき「星薬科大学産学官連携ポリシー」及び「星薬科大学グローバル化ポリシー」を制定している。この「星薬科大学産学官連携ポリシー」では、「教育・研究の成

果を社会に還元するために産学官連携を推進する」こと、「地域における『学』の拠点として、『産』及び『官』の使命と役割を尊重しつつ連携を図る」ことなどの基本的考え方を定め、「共同研究・受託研究等の推進」「知的財産創出の推進」「大学発ベンチャーの起業支援」「産学官連携に関わる教育の促進」の4つを展開することを掲げている。また、「星薬科大学グローバル化ポリシー」では、「世界に通用する薬系大学の実現」を目指して基本方針を定め、「人材や知の国際的な好循環の加速」「戦略的海外連携の推進」「国際広報の強化」の3つに取り組むことを掲げている。これらのポリシーは、大学ホームページに掲載して明示している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

薬剤師業務・教育と関連した取り組みでは、地元の薬剤師会組織である東京都薬剤師会の活動に参加・連携し、実務実習に関わる講習会やワークショップを開催している。例えば、品川区薬剤師会、品川区との共催で「くすりと健康フェア」を大学祭で開催し、地域住民の健康チェックや健康相談に学生参画で取り組み、地域の健康増進への意識醸成に貢献するとともに、学生の実践的な学びにもつなげている。また、教員が品川区学校薬剤師会又は荏原学校薬剤師会に登録して品川区立中学校及び小学校において薬の飲み方教室を開催しており、地域の学校保健会及び教育委員会が発行する研究集に学校薬剤師としての活動を掲載し、情報発信にも取り組むなど、学生・教員が地域の健康増進及び保健衛生環境の保持・向上に貢献していることは高く評価できる。なお、当該大学を含めた品川区及び区内の4つの大学と地域社会の発展を図る「しながわ大学連携推進協議会」を発足させて連携強化を図り、自治体との共催による医療や薬草等に関する公開講座の開催や区立図書館における医学・薬学分野の図書選定に協力しているほか、薬用植物園を一般開放して定期的に「薬草見学会」を開催している。

さらに、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度の実施機関として、薬剤師生涯学習支援室が中心となり各種研修プログラムの開発・運営を行っている。薬剤師の生涯学習と自己研鑽を支援するプログラムには、在宅医療に必要な最新の技術が学べる実技研修、がん治療・緩和医療専門薬剤師の養成、NPO法人や学会と連携した講座、開催した各種講演会等の動画など幅広く多数のオンデマンドコンテンツを提供している。近年では、遠隔地からの受講希望者や社会人の受講も可能としており、薬剤師の生涯学習と自己研鑽を支援する優れたリカレント教育の仕組みを整備・運営している。長く続く取り組みを進展させ、専門職の学習ニーズに応じてICTを活用するなどの創意工夫により、薬剤

師の生涯学習と自己研鑽を支援し、専門性の高い薬剤師を輩出していることは高く評価できる。

その他、教育研究活動に関してもさまざまな取り組みを行っている。例えば、国立がん研究センターと包括的連携協定を締結し、連携大学院を設置しているほか、医学部を有する他の大学及び工業系の大学と学術交流協定や医薬工連携を締結し、医療人教育の発展ため教育プログラムなどを共同で実施している。この取り組みには、学内資金による研究費のサポートも行っている。さらに、企業との共同研究等を行っており、産学連携の推進と学術研究の向上を目的として「先端生命科学研究所」を設置し、2023年の創立記念式典の際に「先端科学創造シンポジウム」を開講している。

なお、「グローバル化ポリシー」に基づき、イノベーションセンター内に国際交流室を設置し、海外の大学との交流を積極的に進め、アジア及び欧米にある複数大学との学術交流協定に基づきジョイントシンポジウムやサマースクール、交換留学、「留学生を囲む会」を開催している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究の成果を適切に社会に還元していると判断できる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性について、「大学評価委員会」が事業報告書を元に、定期的に点検・評価を行い自己点検・評価報告書を作成し、「教授会・研究科委員会」及び理事会に報告を行っている。しかし、実体は「大学評価委員会」は各部署から提出される事業報告書を集約したのち、学長直属の諮問機関である「スタッフミーティング」に上申を行い、「スタッフミーティング」によって点検・評価や改善の指示が行われている。

今後は、「基準2 内部質保証」で指摘したように、内部質保証に係る会議体の役割を整理・整備したうえで、現在実施している社会貢献活動の効果・成果を検証し、更なる取り組みの充実に向けて、成果に結びつけることを期待したい。

<提言>

長所

- 1) 「薬剤師生涯学習支援室」を中心に、薬剤師認定制度認証機構から認証を受けた認定薬剤師研修制度の実施機関として、薬剤師の卒後教育のみならず、在宅医療で必要な最新の技術を学ぶ実技研修やがん治療・緩和医療専門薬剤師の養成、NPO法人や学会と連携した講座など幅広く豊富なプログラムを設けている。ま

た、開催した各種講演会等の動画を蓄積し、これらをオンデマンドコンテンツとして整備し、遠隔地からの受講希望者や社会人の受講ニーズに応えるべく発展させており、薬剤師の生涯学習と自己研鑽を支援し、専門性の高い薬剤師を輩出していることは評価できる。

- 2) 「星薬科大学ビジョン 2025 - 2030」に掲げた地域における「学」の拠点として「産」及び「官」の使命と役割を尊重しつつ連携を図ることを実現すべく、品川区薬剤師会や品川区と共催して「くすりと健康フェア」を大学祭で開催し、地域住民の健康チェックや健康相談を学生参画で実施し、地域の健康増進への意識醸成に貢献するとともに、学生の実践的な学びにもつながっている。さらに、品川区の中学校及び小学校における教員の学校薬剤師としての活動や薬の飲み方教室の開催など、地域の健康増進及び保健衛生環境の向上に貢献しており、これらの活動を地域の学校保健会及び教育委員会が発行する研究集で発表し、成果を発信することで薬に関する正しい知識の更なる向上につなげていることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

建学の精神及び大学の目的に基づく教育研究活動を永続的に発展するために、中長期ビジョン「星薬科大学ビジョン 2025-2030」を策定している。同ビジョンにおいて、社会の変化に対応できる大学経営を目指すことを管理運営の方針に位置付け、建学の精神を永続的に実現していくために、業務の効率化、ガバナンスの強化、人材育成、安全防災対策、情報セキュリティ対策等を積極的に進めるとともに、社会の変化に対応できる大学経営を目指すことを定めている。また、2020年の理事会において「事業に関する中期的な計画」を策定し、中長期ビジョンの実現に向けて取り組んでいる。

また、「学校法人星薬科大学ガバナンス・コード」を制定し、大学組織としての適切なガバナンスのあり方を示しており、その中に中期的な計画の策定と実現に必要な取り組みとして、安定した経営を行うために認証評価を踏まえて中期的な学内外における環境変化を予測し、それに基づく適切な中期的な計画の検討・策定のほか、計5項目を具体的に明示している。

「星薬科大学ビジョン 2025-2030」は、教授会、事務責任者による連絡会(部課長ミーティング)等を通じて職員に周知するとともに、大学ホームページへ掲載することで、学内構成員のみならず社会に広く公表している。

以上のとおり、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長の選任方法は、「星薬科大学学長選任規程」に則り選任している。具体的には、理事長が委員長を務め理事・教員・学外評議員・学識経験者で構成する学長候補者選考委員会で複数名の学長候補者を選考し、理事会で学長予定者を選任し、当該者の承諾を得て理事長が任命することを明示している。

学長の権限と責任については、「星薬科大学決済の行使に関する規程」のほか個別に定めている。また、「学校法人星薬科大学ガバナンス・コード」の教学ガバナンスにおいて、学長の責務（役割・職務範囲）を明示している。それによると、学長は、学則に掲げる「薬学に関する学理及び応用を教授、研究し人格の陶冶を図り、医療、福祉及び環境衛生の向上に寄与するとともに、文化の創造と発展に寄与する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統監するなど4項目を明記している。学長補佐体制として、副学長、学長補佐を置くことができるとし、そのほかの役職者（学科長、各種施設長、学務担当部署の長等の役職者）は学長が、教授会に諮ったうえで、決定している。役職者の権限については、それぞれの組織規程等に定めている。なお、学長の責務については、理事会から委任された権限を行使する根拠資料として「星薬科大学決裁権の行使に関する規程」を提示しているが本規程には理事会から委任される旨の明示をしておらず、規程の整備が必要である。

教授会は、大学の教育研究の重要な事項を審議するために設置し、「教授会規程」には、学生の入学、単位認定、卒業及び課程の修了などの3項目について、学長が決定を行うに当たり意見を述べること、教員人事に関する事項等の6項目については、学長の求めに応じて意見を述べることを定め、学長と教授会の役割を明確にしている。

大学の意思決定を行うにあたり、学長のもとに諮問機関として「スタッフミーティング」を置き、教学に関する各種事項を審議している。学長は教学の責任者として、「スタッフミーティング」、教授会、学長委嘱の各委員会を通じて権限を行使し、責任を負っている。人事及び規程の改廃等、理事会の承認が必要な場合、最終的には理事会で決定することで、教学組織と法人組織の権限と責任を明確にしている。職員からの意見については上長との面接を通じて意見を述べる環境となっている。

危機管理体制については、星薬科大学「安全の管理要領」マニュアルを発行し、緊急時、災害時の対応、化学実験の注意事項、化学物質の安全な取り扱いを含む16項目における対応方法や手順を明記している。これらの管理要領と関連規程に基づき各担当部門で実施している。例えば、環境安全衛生委員会では、安否確認・一斉連絡システムを使用した訓練を実施しており、また、個人情報漏洩リスクへの対策も行っている。

以上のことから、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示することで、適切に大学運営を行っている判断できる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、「学校法人星薬科大学経理規程」に基づき、理事会が「予算編成の基本方針」を決定し、予算執行責任者や経理部長に通知し、教授会に説明した後に、各予算執行責任者に対して予算要求書様式を配付、提出させている。経営担当理事は、各予算執行責任者に対してヒアリングを実施したうえで、予算案を作成、予算委員会に諮り、評議員会の意見を聴取し、最終的に理事会で承認するプロセスとなっている。

予算執行は、「学校法人星薬科大学経理規程」などの各規程に基づき、稟議・決済のうえで契約・発注を行っている。経理等の規則のほか、予算執行ルールや手続を「経理ハンドブック」に掲載しており、教職員が常時確認できるようにしている。出金・入金処理は、経理部担当者が内容をチェックして、経理部長の精査を受け、最終的に事務局長が承認する。各予算執行者が予算執行状況等を確認できる調達管理システムを導入しており、不要な支出超過等が発生しないよう工夫を講じている。

また、監事監査とともに、外部組織である監査法人による監査を受けることで、予算執行の明確化と透明化を担保し、大学ホームページにも「財務報告」を掲載し、情報を公開している。

以上のことから、予算編成及び予算執行は適切な手続のもとで行っていると判断できる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は、職制及び職務に関する事項を「事務組織規程」に定め、各部の係の編制と事務分掌を「事務分掌規則」に定めている。事務組織は、管理系、学務系、附属施設系の部署に大別しており、「事務分掌規則」には、各部署での業務内容や役割を明記している。学務系では、教務部、学生支援部、実務教育支援室等の部署に編制し、教務部の事務業務は、授業時間割の立案、講義要領の作成、授業科目に

関することなどの16項目、学生支援部では学生係と就職係とに分かれており、学生係における事務業務は、指導グループの編成、新入生オリエンテーションの開催などの23項目、就職係では、求人依頼、就職ガイダンス、就職相談、指導、斡旋などの22項目を業務として明示している。

また、研究に関する事務組織の支援体制として、イノベーションセンターを設置しており、事務員3名を配置している。

職員の採用及び昇格に関しては、「事務職員及び技術職員の選考規程」及び「事務職員の昇格昇任に関する内規」に則り、人事評価の結果を踏まえ、事務連絡会の審議を経て、理事会で決定している。また、職員に対する業務評価や処遇に関しては、「星薬科大学事務職員等人事評価実施規程」に基づき行っており、職員等の能力、実績を客観的かつ公正に評価し、職員の処遇や人材育成に反映する仕組みを構築している。

多様化、専門化に対応するために職員体制を整備し、IR室、イノベーションセンター、管財情報センターを設置して、専門性の高い職員を配置するよう取り組んでいる。例えば、イノベーションセンターでは、外部資金獲得支援、実績管理、プレスリリースの文面作成などを行っている。なお、教員と職員の協働体制については、理事会、教授会、研究科委員会、「スタッフミーティング」などの各種委員会に事務職員が参加しており、教員と職員の連携のもとでの大学運営に取り組んでいる。

以上のことから、法人及び大学運営に関する業務、教育活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けており、事務組織は適切に機能していると判断できる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

大学の管理運営や教育・研究支援等の資質を向上させるために事務職員、技術職員を対象に、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を積極的に推進し、「星薬科大学SD委員会規程」に基づきSD委員会を中心に研修会を実施している。SDの実施に関わる方針は、「星薬科大学における職員の人材育成の目的・方針」に明示しており、建学の精神、教育理念、各ポリシーに関わる研修を含む6つの研修内容を具体的に示している。同方針を組織的かつ体系的に実施し、大学ホームページに掲載も行い周知している。

具体的な研修のテーマとして、e-ラーニングによるビジネス文章講座、オンラインによる情報セキュリティー講習会、FD・SD研修（教職員共催）の一環として、「ハラスメントに関する講演会」を実施している。情報セキュリティー講座受講後には、確認テストを行い評価している。また、SDの活動実績は、大学ホームペー

ジに公表している。

なお、SD研修会の開催通知は、教職員宛にメールで配信、研修会後はアンケートにより、参加者数、参加率、テーマ選定、開催方法などさまざまな分析結果をもとに評価を行っている。また、SD委員会とFD委員会の委員は、一部が兼務することで、連携を図っている。事務職員が外部講習会や研修会に参加した際に、資格取得費用の一部を負担するなど、事務職員及び教員の資質の向上を図っている。

以上のことから、大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、SD活動を組織的に実施していると判断できる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性の点検・評価について、学則・大学院学則に定めた点検・評価によって行うこととしている。

大学運営で改善した事例として、稟議決裁権限を一部委譲することによる役員の業務負担の軽減や教員の事務的作業の軽減を図るために、派遣職員を配置することで、教員が教育研究活動に注力しやすい体制を構築するなどが挙げられるが、これらの改善が現状の内部質保証システムで実施された事例とは見受けられない。

監査については、監事による監査、監査法人による財務監査に加え、監査員による内部監査を加えた三様監査を実施している。監査法人による監査は、監査法人と契約を交わし、期中監査、期末監査を行い、期中において不明な点は、監査法人と経理担当部署の意見交換を通じて、適切な会計処理を実施している。会計監査の状況について監査法人と監事との意見交換により連携体制を構築している。また、

「学校法人星薬科大学内部監査規程」に基づき、公的研究費の使用を中心に内部監査を行っており、監査結果を理事長、学長等の役員及び監事に報告し、指摘事項への対応に取り組んでいる。具体的には、研究業務に携わる教職員に対しては全員に研究倫理やコンプライアンスに係わる教育を課すことの指摘を受け、研究倫理のe-learningの受講率の向上に取り組んでいる。

以上のことから、大学運営の適切性については、内部質保証推進体制を整備し、改め点検・評価に取り組まれることが期待される。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

建学の精神と教育の理念に基づく教育研究活動を永続的に発展させるため、2025年から2030年を見据えた「星薬科大学ビジョン2025-2030」を策定している。

このビジョンを実現するために、2020年度から2024年度までの「事業に関する中期的な計画」を策定し、その中で、期間内の「中期財政計画」として、事業活動収支計算書に関するシミュレーションを行っている。

この財務シミュレーションでは「事業に関する中期的な計画」に示す事項を反映した収支見通しが示されているものの、財務に関わる数値目標及びそれを達成するための方策は定められていない。大学自らも、大学を永続的に維持・発展させるために、中長期財政計画を策定することが必要であると認識しているため、これを確実に実行することが望まれる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「薬学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、法人全体及び大学部門ともに、人件費比率が低く、教育研究経費比率は同程度にあり、事業活動収支差額比率は概ね平均を上回る水準で良好な状態にある。貸借対照表関係比率では、流動比率が平均と比べて低いものの、経年的に改善傾向にあり、純資産構成比率は平均を上回る水準で良好な状態にある。また、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」は改善傾向にあり、「要積立額に対する金融資産の充足率」は高い水準にあり、かつ経年的に増加していることから、教育研究目的を具体的に実現する上で必要な財政基盤を確立しているといえる。

外部資金については、イノベーションセンターを設立し、科学研究費補助金等の採択件数増加にむけて、申請書類の確認等の取り組みを実施している。こうした取り組みを通じて、科学研究費補助金の採択件数及び獲得金額は一定程度の成果を得ており、また、共同研究及び受託研究の受入額も増加している。大学自らが「収入源の一層の多元化をめざすこと」を課題としているため、今後一層積極的な外部資金の獲得に取り組むことが期待される。

以上

星薬科大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	星薬科大学学則
	学校法人星薬科大学寄附行為
	星薬科大学大学院学則
	令和4(2022)年度事業報告書
	情報開示(事業報告書)_ホームページ【ウェブ】
	履修案内_シラバス【ウェブ】
	大学院の概要_教育理念・目的【ウェブ】
	星薬科大学ビジョン2025-2030 令和元年度第12回理事会議事要録(抄)
2 内部質保証	2023年度第16回教授会議事要録
	スタッフミーティング規程
	星薬科大学大学評価委員会規程
	2023年度役職者一覧・各種委員会一覧
	大学評価委員会議事要録
	2021-2022自己点検・評価書
	教育研究上の目的と3つのポリシー(2024年度)【ウェブ】
	STARTのポートフォリオ機能を活用した学生面談について
	DP対応ルーブリック
	報告書(学生面談による指導について)
	2023年度第10回教授会議事要録
	星薬科大学卒業生調査報告書
	星薬科大学IR規程
	2023年度第4回教授会議事要録
	進級・卒業・国家試験に関するデータ
	進路・就職実績&データ【ウェブ】
	薬剤師国家試験【ウェブ】
	2023年度第1回教授会議事要録
	星薬科大学に対する大学評価(認証評価)結果 改善報告書
	「改善報告書」の検討結果について(通知)
	大学基準適合認定【ウェブ】
	情報開示【ウェブ】
	自己評価25-26
	学校法人星薬科大学内部監査規程
	2023年度第12回教授会議事要録
	人を対象とする研究倫理審査規程
	研究倫理審査委員会 オプトアウト【ウェブ】
	学報【ウェブ】
	2023年度父母(保護者)相談会のご案内
	3 教育研究組織
星薬科大学薬学教育研究センター規程	
星薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻_研究テーマ	
星薬科大学大学院薬学研究科総合薬科学専攻_研究テーマ	

	星薬科大学医薬品化学研究所規程
	星薬科大学先端生命科学研究所規程
	2022 年度第 7 回教授会議事要録
4 教育課程・学習成果	3 つのポリシー【ウェブ】
	薬学科 2023 年度カリキュラムマップ・DP 対応表・カリキュラムツリー
	星薬科大学アセスメント・ポリシー
	2023 年度第 4 回教授会
	学生便覧
	大学院の概要_教育方針 (3 つのポリシー)【ウェブ】
	大学院_修学の手引き (WebClass 掲載分)
	シラバス
	創薬科学科年次別授業科目単位配分表
	シラバス例 (現代日本と起業)
	薬学教育モデル・コアカリキュラム平成 25 年度改訂版
	薬学科年次別授業科目単位配分表
	アドバンスト・コース資料
	創薬科学科 2023 年度カリキュラムマップ・DP 対応表・カリキュラムツリー
	カリキュラム_博士課程【ウェブ】
	カリキュラム_修士課程【ウェブ】
	2 年生ガイダンス資料
	3 年生ガイダンス資料 (薬学科)
	4 年生ガイダンス資料 (薬学科)
	5 年生ガイダンス資料 (薬学科)
	6 年生ガイダンス資料 (薬学科)
	3 年生ガイダンス資料 (創薬科学科)
	4 年生ガイダンス資料 (創薬科学科)
	スチューデント・アシスタント (SA 用資料)
	2023 年度入学者指導グループ名簿
	シラバス例 (学外体験学習 I)
	星薬科大学リサーチ・アシスタント規程
	星薬科大学ティーチング・アシスタント規程
	薬学科_履修について
	新入生オリエンテーション資料
	シラバス作成におけるガイドライン
	成績に関する学生の異議申し立てについて
	成績評価に対する異議申立書
	2023 年度第 11 回教授会議事要録
	2023 年度第 21 回教授会議事要録
	2023 年度第 18 回教授会議事要録
	2023 年度第 20 回教授会議事要録
	Webclass 掲載_卒業判定の基準
	卒業判定の手順及び基準
	2023 年度 第 7 回教務委員会_議事要録
	2023 年度 第 8 回教務委員会_議事要録
	星薬科大学大学院学位審査基準
	学位審査基準【ウェブ】
	2023 年度第 9 回 研究科委員会議事要録
	2023 年度第 1 回研究科委員会議事要録
	シラバス_事前学習 I (薬物治療演習)
	シラバス_事前学習 II
	シラバス_薬局実務実習
	シラバス_病院実務実習
	シラバス_物理系実習 I
	シラバス_生物系実習 III
	シラバス_薬学研究実践実習
	シラバス_医療薬学特別実習

	病院・薬局実務実習（共用試験結果）【ウェブ】
	博士課程シラバス_治療薬学特別講義
	2023 年度第 6 回研究科委員会議事要録
5 学生の受け入れ	2023 年度学生募集要項
	点検報告書
	星薬科大学アドミッションオフィス規程
	星薬科大学入試実行委員会規程
	2023 年度第 13 回教授会議事要録
	2023 年度第 19 回教授会議事要録
	身体障害者等受験特別措置決定通知書（フォーマット）
	星薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程_募集要項
	星薬科大学大学院総合薬科学専攻博士課程（後期課程）_募集要項
	星薬科大学大学院総合薬科学専攻修士課程（博士前期課程）_募集要項
	学費_星薬科大学大学院【ウェブ】
	奨学金（大学院）_星薬科大学大学院【ウェブ】
	第 4 回研究科委員会議事要録
	入試・広報に関する新入生アンケート（薬学科）
	入試・広報に関する新入生アンケート（創薬科学科）
	入試・広報に関する新入生アンケート集計結果
6 教員・教員組織	大学として求める教員像および教員組織の編制方針
	星薬科大学教員資格基準に関する細則
	教員公募【ウェブ】
	薬学研究科委員会審査基準
	教員数と年齢構成
	2022 年度第 13 回教授会議事要録
	研究実績【ウェブ】
	星薬科大学教員活動評価実施要項
	星薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻_研究テーマ（指導教員）
	星薬科大学大学院薬学研究科総合薬科学専攻_研究テーマ（指導教員）
	教員選考に関する教授会内規
	求人公募情報（JREC-IN）
	平成 26 年度第 1 回教授会議事要録
	星薬科大学 FD 委員会規程
	FD 活動・SD 活動【ウェブ】
	星薬科大学における FD 実施方針
	第 2 回 FD 委員会議事要録
	FD 講習会資料
	ハラスメント防止講習会の動画公開について
	星薬科大学における研究活動上の不正行為および公的研究費不正使用防止に係る取組みについて【ウェブ】
	星薬科大学教員活動評価実施規程
	給与規程
	授業評価アンケート改訂
	2023 年度第 20 回教授会議事要録 ベストレクチャー賞
	2022 年度第 10 回教授会議事要録
7 学生支援	学生支援方針【ウェブ】
	星薬科大学保健管理センター規程
	保健管理センター利用状況
	保健管理センター【ウェブ】
	キャンパスガイド
	カウンセリングニュース（Back Number）【ウェブ】
	カウンセリングニュース_No26
	星薬科大学こころとからだの相談ダイヤル_ご利用案内
	START_学生カルテ画面(GPA)

	学生支援窓口組織の概略
	学生相談フロー
	障がい学生支援規程
	星薬科大学職業紹介業務運営規程
	星薬科大学事務組織規程
	2023 年度就職関連ガイダンス一覧
	アンケート_就職支援ガイダンス
	公務員試験対策講座
	星薬科大学学内企業説明会
	就職内定者懇談会参加申し込みフォーム
	就職活動報告書
	学生生活_奨学金【ウェブ】
	星薬科大学奨学金貸与規程、星薬科大学院奨学金貸与規程
	星薬科大学特別奨学生選考規程
	2023 年度テーオーシー・大谷奨学生募集要項
	2023 年度藤山宏子奨学金_奨学生募集要項
	2023 年度地方自治体奨学金一覧
	2023 年度民間団体奨学金一覧（大学経由）
	企業奨学金一覧
	星薬科大学大学院外国人留学生奨学金規程
	福島第一原子力発電所事故に伴う学費減免等の特別措置について
	熊本地震により被災された学生に対する授業料等特別措置の適用について
	2022 年度第 14 回教授会議事要録
8 教育研究等環境	アクセス【ウェブ】
	シラバス_情報科学と情報倫理
	星薬科大学図書館規程
	講義室等収容人数
	オープンアクセスポリシー
	学校法人星薬科大学における研究者の行動規範
	星薬科大学不正防止対策の基本方針
	学校法人星薬科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
	2023 年度公的研究費等取り扱い説明会
	学習室について
9 社会連携・社会貢献	星薬科大学産学官連携ポリシー
	星薬科大学グローバル化ポリシー
	ワークショップ開催予定一覧_薬学教育協議会
	星薬祭_HOSHIYAKUFES2023【ウェブ】
	星薬科大学認定薬剤師研修開催講座一覧
	2022 年度認定薬剤師研修制度活動報告書
	山梨大学と星薬科大学との学術交流に関する協定書
	学術交流に関する覚書（東京慈恵会医科大学）
	星薬科大学と日本医科大学との連携協力に関する協定書
	星薬科大学と慶應義塾大学医学部・慶應義塾大学大学院医学研究科との包括連携協定書
	星薬科大学と順天堂大学との包括的連携協定書
	星薬科大学大学院薬学研究科博士課程募集要項
	公開講座【ウェブ】
	春の薬草見学会チラシ
	秋の薬草見学会チラシ
	2023 年度創立記念式典の挙行について【ウェブ】
	品川区立図書館資料選定アドバイザー委託契約書
	英文ホームページ【ウェブ】
	2023 年度第 8 回教授会議事要録
	留学生を囲む会の開催について
	チュラロンコン大学(タイ)からの留学生によるプレゼンテーションの開催案内
	星薬生の体験レポート【ウェブ】

10 大学運営・財務 (1) 大学運営	2019 年度第 12 回理事会議事要録
	学校法人星葉科大学ガバナンスコード
	星葉科大学学長選任規程
	星葉科大学決裁権の行使に関する規程
	星葉科大学教授会規程
	学校法人星葉科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程
	副学長に関する内規
	学長補佐に関する内規
	LineChatbot ポスター
	事務連絡会規程
	学校法人星葉科大学安全衛生管理規程
	安否確認／一斉連絡システム
	HOSHINET 掲示板【ウェブ】
	経理規程
	2024 年度予算編成方針
	固定資産及び物品の調達・管理規程
	経理ハンドブック
	Dr. Budget 操作マニュアル
	星葉科大学事務分掌規則
	事務職員及び技術職員の選考規程
	事務職員の昇格昇任に関する内規
	星葉科大学事務職員等人事評価実施規程
	星葉科大学 SD 委員会規程
	星葉科大学における職員の人材育成の目標・方針
	FD/SD 研修会資料_ハラスメントのない大学を目指して
	監事監査報告書
	会計監査報告書
学校法人星葉科大学内部監査規程	
10 大学運営・財務 (2) 財務	計算書類
	5 ヶ年連続財務計算書類
	資産運用規程

星薬科大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	2023 年度事業計画の草案作成依頼
	2023 年度事業計画
	2023 年度事業報告書（事業の概要）
2 内部質保証	自己評価 25-26
	2021-2022 自己点検評価書
	2023 第 20 回教授会議事要録
	2023 第 9 回教授会議事要録
	第 5 回大学評価委員会議事要録
	2023 年度第 10 回スタッフミーティング議事要録
3 教育研究組織	星薬科大学実験排水・廃棄物等管理規程
	機器センター運営規程
	星薬科大学 IR 規程
	2022 年度第 6 回理事会議事要録
4 教育課程・学習成果	2023 年度大学院シラバス
	星薬科大学特別奨学生選考規程
	特待生の表彰基準申し合わせ
	学外体験学習 I シラバス
	2023 学外体験スケジュール
	2023 学外体験学習報告書
	研究プロジェクト奨学金奨学生募集要項
	研究プロジェクト奨学金申請者一覧
	2023 新入生総合学習プログラム
	第 2 回スタッフミーティング議事要録
	2023 年度時間割
	英語 R.W(1 年)クラス分け
	基礎実習 I 班割
	教授会議事要録抜粋
	学位記授与式次第
	創立記念式典進行要領抜粋
	星薬科大学学報抜粋
	2023 年第 11 回教授会議事要録
	2023 年度前期授業評価アンケートに対するコメントシート
	2023 年度後期授業評価アンケートに対するコメントシート
	第 2 回 FD 委員会議事要録
	教務規程
	星薬科大学大学院学則
	第 4 回研究科委員会議事要録
	医療薬学特別実習実習先希望調査
	卒業論文、要旨【閲覧】
	論文審査の結果【閲覧】
	査読（所見用紙）【閲覧】
	医療薬学特別実習報告書【閲覧】
	START の画面サンプル
	内部質保証_ホームページ
	2023 年度第 10 回教授会議事要録
	2023 年度第 18 回教授会議事要録
カリキュラム_ホームページ	
5 学生の受け入れ	2023 年度学生募集要項
	2023 年度第 1 回研究科委員会議事要録

	2023 年度第 1 回研究科委員会議事要録
	2023 年度修士課程推薦入試 1 次募集要項
	2023 年度修士課程第 1 次募集要項
	2023 年度薬学専攻博士課程第 1 次推薦募集要項
	2023 年度薬学専攻博士課程第 1 次学生募集要項
	2023 年度総合薬科学専攻博士学生募集要項
	学校推薦型選抜事前会議議事要録
	一般選抜 A・B・S 方式事前会議議事要録
	第 11 回入試対策委員会議事要録
	第 12 回入試対策委員会議事要録
	第 4 回大学評価委員会議事要録
6 教員・教員組織	メール_星薬科大学が求める教員像および教員組織の編制方針制定の件
	WEB 規程集画面
	基礎データ表 1 (2024 年 9 月 1 日時点)
	星薬科大学事務分掌規則
	星薬科大学ティーチング・アシスタント規程
	TA 説明資料
	星薬科大学教員活動評価実施規程
	FD 出席率
	第 1 回 FD 講習会出欠表
	ハラスメント講習会出席票
7 学生支援	CAMPUS GUIDE 2024
	キャンパスガイド_ホームページ
	揺籃会父母会資料
	こころとからだの相談ダイヤル利用状況
	2024 年 5 月健康相談報告書
	2023 年度_後期フォローアップ講義
	自習室一覧
8 教育研究等環境	自治会からの要望に対する対応
	事務連絡会議事要録 (抄)
9 社会連携・社会貢献	チーム医療シラバス
	品川区と大学との連携推進 (リーフレット)
	協議会の開催案内
	品川区校区教育協働委員会
	2023 事業報告書 (事業部分)
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	星薬科大学決裁権の行使に関する規程
	学校法人星薬科大学安全衛生管理規程
	安全の管理要項
	予算委員会内規
	SD 研修会開催通知_2022 年度
	SD 研修会開催通知_2023 年度
	SD 研修について (日程、テーマ、参加人数)
	アンケート結果_2022 年度第 2 回 SD 研修会
	アンケート結果_2023 年度第 1 回 SD 研修会
	アンケート結果_2023 年度第 2 回 SD 研修会
その他	【回答】FD 活動・SD 活動について
	【回答】教授数について
	事業に関する中期的な計画
	【2021-2022】原稿作成担当者
	【大学評価 2023】作成担当者
	2021-2022 自己点検・評価書統合フォーマット

自己点検・評価のフォーマットについて
1. 【大学基準協会】理念・目的ドラフト版
2. 【大学基準協会】内部質保証 2023 年度版
3. 大学基準協会_ver2022
4. 大学基準協会 (4 教育課程 学修成果)
5. 【大学基準協会】学生の受け入れ
6. 【学生の支援】2023 自己点検評価報告書
1. 教育研究上の目的 2021-2022
2. 内部質保証_2022
3-3. 大学評価_薬学教育評価機構
4. 【A0】自己点検評価書_ver. 2021_2022
5. 薬学教育評価_ver2022
6. 2021_2022 自己点検評価報告書
7. 施設・設備 (提出版)
8. 社会連携・社会貢献ドラフト
(大) 2 章 2023 年度版_0701 (内部質保証)
(大) 3 章 大学基準協会_ver2023
(大) 4 章 2023_大学基準協会 (4 教育課程_学習成果)
(大) 4 章実務 2023 年度版 (大学基準協会) 抜粋
(大) 5 章 2023 年度版 (A0 最終版)
(大) 8 章 教育研究等環境
(大) 10 章 2023 (R5) 年度版_経理部 (提出版)
内部質保証_模式図
第 8 回学生支援委員会_議事要録 (抄)
コメント集約_対応状況
【抜粋】2022-2023 年度卒業予定者向けアンケート

星薬科大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
6 教員・教員組織	令和5年度第6回スタッフミーティング議事要録
	令和5年度第8回スタッフミーティング議事要録
	教員選考委員会（薬学教育研究部門）議事要録
	2024年度第16回教授会議事要録【抄録】
	2024年度第12回理事会議事録【抄録】
	令和6年度第6回スタッフミーティング議事要録
	2024年度第8回教授会議事要録
	薬物動態Ⅰシラバス
	2024薬物動態Ⅰ_第8回講義資料
	2024薬物動態Ⅰ_第9回講義資料
	2024薬物動態Ⅰ_第10回講義資料
	大学基礎データ表1（2024年度2月1日現在）
	教員選考委員会（毒性学研究室）議事要録
	2024年度第12回教授会議事要録
	2024年度第11回理事会議事録【抄録】
	入職承諾書
	2024年度第14回教授会議事録
	2024年度第8回教授会議事要録(該当部分)
	星薬科大学決裁権の行使に関する規程（2025年1月1日改正）